

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 必要書類一覧

必 要 書 類		部 数	✓
共 通	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出書</p> <p>(権利を取得した方が複数いる場合は、取得者それぞれの届出が必要です)</p> <p>※届出地の全部事項証明の添付は不要となりました。(R7.2~)</p>	1	
個 別	<p>その他</p> <p><b>委任状</b></p> <p>(権利取得した本人以外の方が届出する場合に必要です)</p>	1	

### (提出にあたっての留意事項)

- ※ 申請の状況によっては、上記書類以外に追加で書類提出を依頼する場合があります。
- ※ 提出書類に不備がありますと、受付できない場合があります。

#### 《担当窓口》

箕面市役所 別館4階 45番窓口  
 農業委員会事務局  
 TEL：072-724-6764

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 手続きについて

### ≪「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について≫

この届出は、農地の権利を以下の場合により取得をした際に必要です。なお、所有権が変わることによる農業委員会の許可は不要です。

- ① 所有者死亡による相続（遺産分割・包括遺贈含む。）
- ② 法人の合併・分割
- ③ 時効取得 等

### ≪手続きの流れ≫

届出受理までの流れは以下の通りです。

権利取得後、概ね10か月以内に届出にお越しくください。

なお、農地の権利取得の効力を発生させるものではありませんので、必ず、法務局で登記の変更後に手続きいただきますようお願いいたします。

